

大竹市監査公表 第3号

令和6年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について回答があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年7月4日

大竹市監査委員	薬師寺 基夫
大竹市監査委員	西村 一啓

別紙

令和 6 年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

【指摘要望事項総括意見】

○ 文書事務に関する事案について(前年度以前から継続)

「文書事務に関する事案について」は、これまでの定期監査において繰り返し指摘してきた不適切な文書事務の取り扱いである。「大竹市文書取扱規程」及び「文書事務の手引(総務部総務課)」に規定する『文書事務取り扱いの原則』から逸脱する等事務処理の不備の指摘事項が未だ減少しておらず、内部統制の秩序が保たれていない。

各部局長におかれては、文書管理の実態を点検し改善するよう指示されるとともに、文書事務取扱責任者(課長)及び文書取扱主任(庶務係長)から所属員に対して、不適切な公文書取扱の改善を指導徹底し、留意事項や手引等を参考に行政文書の適正な処理・管理に努められたい。

また、総務課においては、令和 7 年 1 月に、定期監査での指摘の多い公文書の取り扱いについて留意すべき事項の説明を文書取扱主任等に対して行っているが、新規採用職員を含め文書取扱研修等を適宜実施されたい。

なお、指摘事項を具体的に列挙すると、

- ・ 保存文書の目次が作成されていない事案
- ・ 起案文書伺い文の『起案・決裁・施行・完結』の日付欄が未記入となっている事案
- ・ 上司の決裁を受けているにも関わらず起案文書の案文に訂正印もなく鉛筆で手書き修正されている事案
- ・ 文書収受印が押印されていない事案
- ・ 文書収受後に上司までの回覧がなされていない事案
- ・ 代理決裁後、決裁権者に報告し、又は決裁権者の閲覧(後閲)に供していない事案
- ・ 通知文の余白に、鉛筆書きで『回答済み・連絡済み』等のメモ書きや付箋へのメモ書きが残されているのみで上司(課長)の確認印がない事案
- ・ 付箋にメモ書きがされたまま簿冊に綴じられている事案

等、市が定めた全庁共通の『文書事務取扱のルール』が遵守されていない事務処理である。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

具体的な指摘事項については、令和 7 年 6 月 11 日付け「公文書取扱いの留意事項について」により、事案ごとの対応方法を示し、適正な文書事務を行うよう各課かいに周知を行なった。

新規採用された職員については、例年「文書事務の手引き」を活用し、

文書事務に係る研修を実施しており、令和 7 年 1 月には各課の文書取扱主任向けに定期監査での指摘の多い公文書の取扱いについて留意すべき事項の説明を行っている。適切な公文書の取扱いを行うよう必要な通知をし、また、適宜、職員向けの研修を行うよう検討したい。

○ 随意契約について

地方自治法において、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則である。随意契約は「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項」、「地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項」の規定に該当する場合に認められている。

この度、契約事務において地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用する随意契約が多く見受けられた。同号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定されているが、緊急の必要とは、災害時において一般競争入札等の手続をしていては、その時期を失し、あるいは全くの契約の目的を達することができなくなり、経済上著しく不利益を被るような場合である。特別な理由がなく事務の遅延により時間的余裕がなかったとの理由では適用すべきものではないと考える。入札に向けて年度当初から事務の早期着手するよう取り組まれない。

現段階では、随意契約ガイドライン等具体的な考え方が示されていないため新たに設ける等検討されたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用する随意契約については、安易にこの規定による随意契約を行うことのないよう、企画財政課が通知を行います。

【個別指摘要望事項】

○総務部企画財政課

1 出資法人に関すること

(1) 株式会社やさかの経営について

「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」に基づき株式会社やさかの資料を公表しているが、同要綱第 3 条に規定している対象資料のうち、役員名簿、営業報告書が公表されていない。また、令和 5 年度決算では、当期純損失が増大し過去の利益剰余金で補填している。過去、赤字から経営努力により黒字へと改善されていたが、コロナウイルス感染症対策による外出自粛等の影響から売上げも落ち込み、アフターコロナ禍においても

従前のように回復していない。

同法人に対して、本市は資本金の三分の一を出資している。引き続き、経営改善、自立性及び透明性向上等に重点を置き、経営状況及び財政状態を把握し適切な対応をされたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

役員名簿及び営業報告書を速やかに公表する。また、取締役会及び総会において、今後の経営改善計画の策定及び取組の実行を促す。

2 多文化共生に関すること

(1) 大竹市国際交流協会について

大竹市国際交流協会は市民団体が国際化に寄与することを目的として設立され、外国人講師による講演会や料理教室等を行っているが、協会の会員数は減少傾向である。

企画係職員は協会の事務を補助しているが、監査した保存文書には協会宛の文書が企画財政課宛ての文書として受付されたものが見受けられた。文書の取扱いには注意されたい。

なお、大竹市まちづくり基本計画に多文化共生理解の促進も掲げられていることから、市として協会との連携強化に取り組まされたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

市の文書と大竹国際交流協会の文書を仕分けて綴じるよう整理するとともに、定期的に簿冊文書を確認する。引き続き、大竹国際交流協会と連携し多文化共生社会の実現に向け取組を進めていく。

1 情報公開制度に関すること

(1) 情報公開開示請求の処理について

情報公開開示請求については、市民等から開示請求書が提出された場合、担当課に対応を依頼している。しかしながら、回答等対応を行った後の開示事務処理簿の処理結果報告がされない場合があり、進捗状況が把握しきれていない。また、処理簿が提出されても処理状況が未記入のものも見受けられた。担当課からの処理簿が未提出の場合、提出の催促及び提出時の記載事項の確認を行い、進捗状況の把握に努められたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

担当課から処理簿が適切に提出されるよう、提出の催促及び提出時の記

載事項の確認を行う。

○総務部危機管理課

1 地域防災計画等に関すること

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画について

令和3年の水防法等の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設において避難確保計画の作成・報告と計画に基づく避難訓練の実施・報告が義務化され、大竹市地域防災計画に位置づけられている。

避難確保計画が提出されていない施設に対して、令和5年12月27日付けで提出の依頼を行っているが、それにもかかわらず、計画が提出されていない施設が見受けられる。また、避難訓練については、原則、年1回以上実施及び市長へ報告することとされている。しかしながら、現状では、避難訓練の実施報告が非常に少ない状況となっている。被害を最小限にとどめるためにも計画未提出の施設及び避難訓練未実施の施設に対し、厳格に対応するよう指導されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

避難確保計画を提出していない施設に対して年に一度、計画の提出と訓練の報告を依頼しているが、その後再度の依頼は行っていない。今後も、該当施設への計画提出の依頼や助言は継続して行い、提出しない事業所に対しては、公表も視野に入れた指示についても検討する。また、年1回以上の訓練については、勧奨と助言のほか、実施後の報告も求めていく。

(2) 救援物資の調達・供給活動への備えについて

想定される災害の多様化により防災資機材に過不足が生じる恐れがあるが、危機管理課においては物資等の調達に関し、現在16関係団体（業者）と災害協定を締結している。

引き続き、必要に応じて災害協定の締結に努め、災害時には積極的に協力を得られるようにするとともに、市においても資機材の更新、補充及び拡充を行われたい。

措置状況(令和7年6月回答)

迅速な資機材の供給体制を整えるための災害協定の締結を進めており、必要最小限の資機材は自己所有、最大限は災害協定、その他多種多様な災害を検証しつつ、自己所有か否かを含めて検討したいと考えている。今後

も、実情に即した資機材の整備を行っていく。

（３）避難行動要支援者避難支援制度について

「広島県のモデル事業を使って、令和５年度末で７名分の個別避難計画が策定されている。対象者全体ではごく一部であり、今後対象者数の増加が見込まれるなかで、個別避難計画を必要とする市民に対し、どのように対応するのか」検討されたい。

また、「災害時には、福祉避難所又は避難所との連携が必要であるが、現状では、福祉避難所の収容定員は少なく、通常の避難所に要配慮者のスペースを設けるにも施設や対応職員の確保等について課題があるように思われるが、どのように対応するのか」検討されたい。

措置状況(令和７年６月回答)

個別避難計画については、レッドゾーンやイエローゾーンに居住している要介護者等の配慮が必要な方から優先して作成している。今後も対象者の増加が見込まれる中で、計画を必要とする市民について、できる限り速やかに計画を作成できるよう検討していく。

避難所については、福祉避難所を増やしていくため、複数の施設と協定締結の協議を行っていく。また、通常の避難所についても、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等を活用することで、要配慮者の居住環境を改善していく。

２ 課の庶務に関すること

（１）契約保証金の免除について

防災行政無線保守点検業務委託契約を締結する際、大竹市契約規則(昭和３９年規則第１６号)第２３条第１項では、「ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」と契約保証金納付の例外が規定されているが、起案には該当項目を明記することなく、契約保証金に関する記載のない契約を締結している。

契約保証金を免除する場合は、規則のいずれの要件に該当するかを起案及び契約書に明記されたい。

措置状況(令和７年６月回答)

今後、契約保証金を免除する場合は、規則のいずれの要件に該当するかを起案及び契約書に明記する。

○建設部都市計画課

情報公開に対する事案について

情報開示請求に対し、決裁欄の印影を黒く塗りつぶしたまま部分開示を行っている事案が見られた。大竹市情報公開条例(平成11年条例第21号)第7条第1項第2号ただし書きウについて「公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職・氏名に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示する」(令和4年9月改訂の「Ⅱ情報公開条例の解釈及び運用基準」)とされている。また、情報公開・個人情報保護審査会答申では、決裁欄の印影については個人の権利利益を侵害する可能性があるため不開示が妥当としている。ただし、職務上の行為であるため、印影そのものは黒く塗りつぶし不開示とするものの、その代わりに決裁欄の氏名については、活字で代替表示する取り扱いをしており、同様の対応が必要である。

また、非開示部分を黒く塗りつぶした状態で部分開示の決裁を受け施行している事案については、原文(黒く塗りつぶす前の文)が添付されていないため、決裁権者が当該黒塗りの箇所が非開示情報に該当するか否か判断できないと思われる。令和4年9月改訂の「Ⅱ情報公開条例の解釈及び運用基準」第8条(部分開示)の【解釈及び運用】の6に「部分開示を実施した場合は、開示事務処理簿に記載するとともに、開示に使用した行政文書の写しを請求書に添付して保管する。」と記載されている。決裁を受ける際は、原文及び開示に使用した部分開示文を併せて添付することにより不開示部分を明確にし、不開示部分を最小限とすることにより市民への説明責任を果たされるよう対応されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

指摘のあった情報開示請求に対する事務について、公開文書で印影を黒く塗りつぶした箇所は、活字で代替表示する。また、情報公開の決裁を受ける際は、原文及び開示に使用した部分開示文を併せて添付する。

1 大竹市住宅リフォーム事業について

この事業は、大竹市内における個人住宅の質の向上と定住促進を図るため、市内居住者及び予定者に対して住宅リフォームに要する費用の一部を市が補助するものである。住宅リフォーム完了後、補助金支払のために住宅改修工事代金の領収書の写し等の提出を受けているが、工事業者の会社・代表者印のないもの、収入印紙が貼付されていないもの、工事写真が不備(施工箇所、施工中、施工後写真の未添付)のもの、事業完了報告書の

課長決裁を受けていないもの等があった。このことから、完了確認が十分にされていないまま補助金が支払われていることが窺える。書類提出時には、確認リストを作る等不備のないよう対応されたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

指摘のあった事業完了の確認が十分にされていないことについて、確認体制を複数人とし、確認漏れがないよう徹底する。

2 ブロック塀等除却補助事業について

ブロック塀等除却補助事業は国、県と共同して地震によるブロック塀等の倒壊による事故を防ぎ、安全な通学路を確保することを目的としてブロック塀等の除却費用の一部を補助するものである。補助対象のブロック塀は市内小・中学校の通学路または緊急輸送道路に面している等の要件があるが、通学路に面しているかウェブページでは確認できず、問い合わせが必要となる。

また、補助事業対象のブロック塀の所有者であるが事前協議後 1 年以上補助金交付申請をされていない事案が数件見られた。

事前協議前の確認方法の改善と事前協議後のブロック塀等除却補助対象所有者に対して注意喚起を促すよう対策をとられたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

指摘のあった事前協議前の確認方法について、対面及び電話連絡にて対応する。また、事前協議後の注意喚起については、事前申請の際に補助内容及び制度の説明を徹底する。

1 駐輪場及び駐車場の維持管理に関すること

(1) 行政財産貸付契約について

玖波駅駐輪場の行政財産貸付契約の変更契約を締結されているが、契約に至るまでの経緯がわかる協議の記録や文書が残されていない。どのような経緯で決定されたのか不明となるため、疑念を抱かれることのないよう協議や会議を行った際には、記録票を作成するよう対応されたい。

措置状況(令和 7 年 6 月回答)

指摘のあった玖波駅駐輪場の行政財産貸付の契約について、今後、契約に至るまでの協議の記録や文書を作成することを徹底する。

2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の許可に関すること

広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号)第2条第1項に規定する屋外広告物等の表示又は設置許可の申請に係る手数料は、大竹市手数料条例(平成12年条例第7号)別表7に基づいているが、「形状及び意匠が同一のものは、1件とする。」ことについて解釈に疑義があり記録票により解釈を取り扱うこととしている。しかしながら、手数料という金銭納付を市民等に求めることを考慮すると規程を定め手数料の根拠を明確にし、説明責任を果たせるよう検討されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

指摘のあった屋外広告物の手数料条例の解釈を記録票で取り扱っている件について、当該事務が広島県の権限移譲事務であることから、手数料の根拠について疑義が生じた時は個別に広島県に手数料の解釈を問合せ、その回答を起案文書に添付する。

【個別指摘要望事項】

○教育委員会総務学事課

1 奨学金に関すること

(1) 大竹市奨学金返還金にかかる督促について

奨学金返還金の未収金は令和5年度末で2,500千円弱である。未収金が増加すると奨学金制度の維持にも関わるため、督促を強化し本人の状況調査や保証人への連絡等だけでなく、正当な理由なく滞納したままである等の悪質な場合は、法的措置や遅延延滞金を請求することも検討されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

現在、毎月督促の送付、随時催告書の送付、必要に応じて本人又は連帯保証人に電話連絡をとるなどして徴収に努めています。未収金は年々減少していますが、今後の悪質な滞納者が現れた場合に備え、令和5年度より裁判手続き費用を予算化しています。遅延延滞金については今後検討していきます。

2 学校施設に関すること

(1) 依頼作業の安全対策について

大竹中学校体育館樋清掃作業において、業務完了後業者から提出された写真(体育館屋上樋の清掃状況写真)によれば、15メートルを超える高所での作業にもかかわらず、作業員はフルハーネス型墜落防止用器具を装着しておらず、非常に危険な状態で作業を実施したことが推測される。厚生労働省の基準では6.75メートルを超える高所作業の場合、フルハーネス型の墜落防止用器具着用を着用することとなっている。高所での作業発注に際し、業者には安全対策の聞き取りと、安全対策の実施を徹底されたい。

この指摘は、高所での作業発注に対する安全対策に関するものであるが、公共事業を担う市としては、全ての作業における事故防止の観点から、着手に際しては、十分なリスクアセスメントを実施し、万全の事故対策を講じるよう業者と認識を共有するよう徹底されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

ご指摘を受け、業者への業務発注に際し、安全対策の聞き取りと安全対策を徹底して実施するように指導しています。

3 課の庶務に関すること

(1) 契約保証金の免除について

学校施設点検管理業務委託契約を締結する際、大竹市契約規則(昭和39年規則第16号)第23条第1項では、「ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」と契約保証金納付の例外が規定されているが、起案には該当項目を明記することなく、契約保証金に関する記載のない契約を締結している。

契約保証金を免除する場合は、規則のいずれの要件に該当するかを起案及び契約書に明記されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

令和7年度から、起案又は契約書に契約保証金の免除に関する規定を明記しています。

1 大竹市教育研究会等に関すること

(1) 大竹市教育研究会負担金について

大竹市教育研究会負担金は教職員の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とし、大竹市補助金等交付規則(昭和48年規則第37号)に基づき交付している。補助事業等完了後は実績及び効果について実施結果報告書を提出することとなっている。

大竹市補助金等交付規則で、交付決定の取消し及び補助金等の返還に関する条項が第13条に規定され、同条第1項第3号では「補助事業等の支出額が計画額に比し、減少したとき。」は同条第1項の規定により「補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」とされている。

しかしながら、負担金は翌年度繰越金とされている。事業実施後、執行残が発生するようであれば返還する手続をとられたい。

措置状況(令和7年6月回答)

令和7年度から市教研の負担金について、執行残が発生した場合は返還する手続きを取ることにします。

2 英語指導助手に関すること

外国語指導助手派遣業務受託者からのアンケート依頼の中に、学校のコメントとして「ニーズに応えているとはいえない」「教職員の負担が大変増え不満も聞いている」「指導助手の力を十分に発揮できるよう授業を考

えていただきたい」等の回答があり、遅刻等の勤怠表も添付されている。事実であるならば、単なるアンケート回答ではなく、労働者派遣基本契約書第16条(派遣労働者の交代等)に基づき、派遣元事業者に対し適切な措置をとるよう要請されたい。

措置状況(令和7年6月回答)

アンケート結果を踏まえ、派遣元事業者に対して適切に対応するよう要請しています。

1 危機管理に関すること

給食センターについては、児童及び生徒に対し安全・安心な給食を提供するため、施設・設備及び調理の過程において適切な衛生管理を図る必要がある。

委託業者から提出された施設管理等点検報告や検査結果報告において、設備の不良箇所等が報告されていても、口頭での報告にとどめているだけのものが見受けられた。また、当面は支障がないため現状のままとされているものもあった。放置すれば重大な事故となりかねないため、再発防止のための対応マニュアルの整備を図るとともに、書面での報告により事案の情報を共有し、危機管理対応の「見える化」を進められたい。

措置状況(令和7年6月回答)

施設及び設備の維持管理業務受託業者からの指摘事項等や対応状況については、現場で対応している調理・運送受託業者とは現在も協議の場などを通じて共有しているが、最新の状況について共有できるよう可視化を検討するとともに、情報伝達方法も含めた対応フローについてマニュアル整備に努めます。